

# 山梨県公報

号外第七号

令和五年

二月三日

金 曜 日

## 目 次

### 監査委員

○住民監査請求の監査結果……………1

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第五項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果を次のとおり公表する。

令和五年二月三日

山梨県監査委員	中 澤 和 樹
同	小 泉 久 司
同	土 橋 亨
同	水 岸 富 美 男

## 祝電に係る公費支出の弁償を求める知事措置請求の監査結果について

### 第1 監査の請求

1 請求の受付  
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書(以下「請求書」という。)が、令和4年12月8日、甲府市 A (以下「請求人」という。)から提出された。

### 第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、請求(以下「本件措置請求」という。)の要旨を、概ね次のとおりと解した。

#### (1) 請求内容

令和4年12月5日(月)の山梨日日新聞朝刊第2面の記事によれば、山梨県知事は世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の行事に祝電を打ったことがあると記されている。仮に、この祝電が知事交際費などの公費をもって行われたとすれば、上記団体の性格から判断して、支出すべきでない費用となる。公費による支出の場合は、知事に対して弁償させる措置を請求する。

#### (2) 事実を証明する書面

令和4年12月5日付け 山梨日日新聞記事

### 第2 請求の要件審査

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していること認め、令和4年12月21日付けで受理を決定し、監査を実施することとした。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和5年1月13日、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

請求人は本件措置請求において、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の行事への知事の祝電送付に係る公費の支出を請求対象行為としていたが、請求人が事実を証する書類として提出した新聞記事は、共同通信社が全国の知事等を対象に実施した世界平和統一家庭連合(旧統一教会)との関係を尋ねるアンケート調査を基にしており、同アンケート調査は世界平和統一家庭連合(旧統一教会)や関連団体との接点を調査

していたことから、請求人に対し、請求対象行為に関連団体の行事への祝電の送付も含まれるか確認した。請求人からは関連団体も含まれるとの回答があった。

## 2 知事の弁明及び関係職員の陳述

本件措置請求に対し、知事に弁明を求めたところ、令和5年1月6日付けで知事から「山梨県知事が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の行事に祝電を送ったとの事実はない。このため、当該団体に対する祝電打電に係る公費支出もない。」との弁明書が提出された。

令和5年1月13日、自治法第199条第8項の規定に基づき行った監査対象部局の関係職員の陳述聴取の際、関係職員から、令和4年12月5日（月）の山梨日日新聞の報道は、共同通信社が全国の知事等を対象に実施した世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体に関するアンケート調査に基づいているが、報道の内容が関係職員の回答と異なっており、山梨県知事が、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体の行事に祝電を送った事実はなく、祝電送付に伴う公費の支出もないとの陳述があった。

## 3 監査対象事項

請求人の請求内容及び陳述を踏まえ、長崎幸太郎知事の就任時（平成31年2月17日）からアンケート調査の時点（令和4年11月30日）までの公費の支出による祝電の送付状況を本件措置請求に係る監査対象事項とし、次の点を判断することとした。

- (1) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体に対する知事からの祝電送付及び公費支出の有無
- (2) 祝電の送付及び公費支出があった場合の祝電送付及び公費支出の違法性・不当性
- (3) 違法・不当と認められる場合の損害の範囲と必要とする措置

なお、祝電送付先が関連団体に該当するか否かの判断は、共同通信社がアンケート調査時に示した例示及び全国霊感商法対策弁護士連絡会ホームページ記載の関連団体リストによることとした。

## 4 監査対象部局

山梨県知事政策局

## 5 監査の方法

自治法第242条第5項の規定による監査は、次の方法で実施した。

- (1) 陳述の聴取  
監査対象部局に対し、令和5年1月13日に陳述聴取を行った。
- (2) 書類調査及び事情聴取  
監査対象部局に対して関係書類の提出を求め、書類調査及び必要に応じて職員から聴取を行った。

## 第4 監査結果及び判断

本件措置請求について、監査委員の合議により監査の結果を次のとおり決定した。

山梨県知事に対する措置請求については、自治法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下する。

以下、請求書及び請求書に添付された事実を証する書面、令和5年1月13日に実施した請求人及び監査対象部局の関係職員の陳述、並びに監査対象部局への監査により確認した事実を踏まえた判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

関係書類の調査及び監査対象部局に対して監査を行い、下記の事実を確認した。

山梨県知事が、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関連団体に対して祝電を送付した事実は認められない。

### 2 監査委員の判断

住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為や怠る事実があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべき事を請求できる制度である。

請求人は、本件措置請求において、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の行事への祝電に係る公費の支出の可能性を主張していたが、監査の結果、関連団体も含め祝電の送付及びそれに伴う公費の支出の事実は認められなかったことから、本件措置請求の対象となる公金の支出等の県の財務会計上の行為がそもそも存在しない。

以上により、本件措置請求は、自治法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下する。